

福井市イメージアップ発信業務仕様書

1 業務の目的

北陸新幹線福井開業後の福井市の盛り上がりや魅力を首都圏等^{※1}に情報発信することで、新幹線開業効果の最大化を図り、本市の認知度向上、イメージアップ、来訪意欲の増加につなげる。

※1 首都圏等

石川県、富山県、新潟県、長野県、群馬県、埼玉県、東京都

2 業務名

福井市イメージアップ発信業務（以下「本業務」という。）

3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

4 業務全般における実施条件等

- ・北陸新幹線福井開業後の本市の盛り上がりや魅力をPRできる内容やコンテンツ、素材（食、お土産、体験、施設等）選定をすること。
- ・メインターゲットは、家族連れ（子育て世帯）、若年女性とすること。
- ・観光客等の動きが活発になる時期を見据えた内容や時期の実施内容を提案すること。
（例）北陸デスティネーションキャンペーン期間中、越前がに解禁 など
- ・福井市イメージロゴ「福いいネ！」やイメージロゴキャラクター「福いいネ！くん」を活用すること。（福いいネ！くん（着ぐるみ）の貸し出しは可能）

5 業務内容

(1)～(6)に記載の各取組を行うこと。(1)～(5)の各取組の一部又は全部を連携した取組として展開するよう努めること。また、本市の連携協定^{※2}や大使^{※3}など、市の関係性を積極的に活用するよう努めること。

※2 連携協定

企業、大学との包括連携協定、地域活性化連携協定

※3 大使

観光大使、食のPR大使

(1) インフルエンサーによる SNS 発信

①インフルエンサーの選定

- ・本業務に適したインフルエンサーを2名以上採用すること。
- ・インフルエンサーは、Instagram、YouTube、TikTok、X（旧 Twitter）の中から選定すること。
- ・インフルエンサーの SNS アカウントのフォロワー数は最低3万以上とする。
- ・インフルエンサーの概要（フォロワー数、フォロワー属性、得意ジャンルなど）、選定理由を提案すること。

②発信素材

- ・インフルエンサー自らが得意分野のスポット訪問や食材収集等を行うこと。

③SNS 発信

- ・発信はインフルエンサー個人の SNS アカウントで発信すること。
- ・投稿の時期や回数、発信効果見込みなどを具体的に提案すること。

④その他

- ・最終的に起用するインフルエンサーは協議の上決定する。
- ・インフルエンサーによる SNS 発信の状況やリアクション傾向（リーチ数、エンゲージメント数等）を適宜市に報告し、検証していくこと。

(2) 動画制作、広告配信

①動画制作

- ・次の2種類を1セットとし、2セット以上制作すること。
 - i) ロングバージョン（60秒以上。15秒の倍数で制作すること。）
 - ii) ショートバージョン（15秒。ロングバージョン動画を編集。広告等に活用）
- ・出演者、ロケ地の協力者等の肖像権、著作権等に関する調整を行うこと。
- ・出演者の出演料及び場所代等は委託料に含むものとする。
- ・放映媒体に合わせた、動画の加工、編集、音楽、音声、テロップの挿入などの作業はすべて受注者において行うものとする。

②動画リリース時期

- ・制作した動画はセット毎にリリースし、リリース時期は効果的なタイミングに分割すること。

③広告配信

- ・ショートバージョン動画はすべて広告配信し、首都圏等に向け拡散すること。
- ・動画の拡散に効果的な媒体を選定し、選定理由と併せて広告効果を具体的に提案すること。
- ・必要に応じてランディングページの制作を行うこと。ランディングページは福井市公式観光サイト「福いろ」に設置するものとし、手続等は市と協議すること。

- ・ 広告に必要な手続きや制作物の制作等はすべて受注者が行うものとする。

④その他

- ・ 予算の範囲内でインパクトのある内容となるよう努めること。
- ・ 動画は市が指定する市公式 YouTube アカウントに投稿する。
- ・ 広告配信の効果測定を行うとともに、その内容について、適宜市に報告し、検証していくこと。

(3) メディア誘致

①対象メディア

- ・ テレビ局、番組制作会社、出版社等に対し、取材や番組誘致を行い、首都圏等に向けた発信を行うこととする。
- ・ 幅広いメディアから特性や露出効果などを勘案してメディア選定をすること。

②訪問活動

- ・ 受注者のネットワークを活かした取材誘致活動を実施すること。
- ・ 取材誘致活動を通じて把握したメディアのニーズ（求める素材内容や特集の状況など）を市に共有すること。

③番組等誘致結果

- ・ 広告換算値10,000千円以上
- ・ 提案内容に広告換算値の計算方法を記載すること。

④その他

- ・ 候補先や取材方法など具体的に提案すること。
- ・ 番組等の誘致にかかる費用の支払いや取材動向等は、すべて受注者において行うものとする。
- ・ 取材誘致の取組状況（訪問先、誘致感触等）を定期的に市に報告すること。

(4) ターゲットと直接交流する機会の創出

①実施内容

- ・ ターゲットが本市の魅力に直接触れ合える機会^{※4}を創出すること。
- ・ 広告媒体やイベント等と組み合わせ、集客やPR等の効果を高めること。
- ・ 効果的な媒体や場所、回数、期間などを選定し、具体的に提案すること。
- ・ 既存の催し物や事業（自社開催のものを含む）と連携した展開や周知も可能とする。

※4の取組イメージ

デジタルサイネージ前での福いいネ！くんによるグリーティングやノベルティ配布、福井産品の振る舞いイベント、など

注意）物産展による販路拡大等は目的としていない。

②実施エリア、回数

- ・東京都内で1回以上

(5) 独自提案

- (1)～(4)の他、趣旨に沿った自由な提案をできる限り行うこと。

(6) 業務報告

事業の結果をとりまとめた業務報告書を作成すること。報告においては、「5 業務内容」の各事業及び本業務の全体の効果検証を行うとともに、業務実施にあたって、制作した成果物や下記内容を含めること。

①インフルエンサーによるSNS発信

- ・インフルエンサーの詳細
- ・投稿記事
- ・投稿に対するリアクション傾向（リーチ数、エンゲージメント数等）

②動画制作

- ・広告配信の結果（表示回数、クリック数、視聴完了回数等の効果測定）

③メディア誘致

- ・活動実績（訪問活動、広告換算値結果等）
- ・本業務を通じて掲載された番組や記事等の実績

④ターゲットと直接交流する機会の創出

- ・具体的な実施内容

⑤独自提案

- ・具体的な実施内容

6 予算配分

全体の予算の25%以上を「(1) インフルエンサーによるSNS発信」に配分すること。

7 成果物の提出

(1) 提出物

下記について、各紙媒体2部（原則A4版カラー、ページ数は任意とする）提出すること。

①業務報告書、収支決算書

②写真、映像等履行状況が確認できるもの

③広報用制作物、制作データ、映像データ一式

※画像については、(psd、ai、jpeg)で提出

④打ち合わせ資料、関係機関等協議資料

⑤業務完了届

⑥その他市が指示する書類等

(2) 提出期限

令和7年3月31日(月)まで

(3) 提出場所

福井市総務部市長公室広報プロモーション課

住所：福井市大手3丁目10番1号（福井市役所本館中2階）

8 その他の留意事項

(1) 第三者への委託

本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ市の承諾を得た場合はこの限りでない。

(2) 法令順守

業務履行に関しては関係法令を遵守すること。また履行にあたって許認可等の処分を必要とする手続きを受注者の負担において遺漏なく行うこと。

(3) 個人情報取扱い

受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定を順守し、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるものとする。

(4) 著作権の取扱い

受注者は、業務において制作されたイラスト・デザイン等及び成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を市に無償で譲渡するものとし、著作人格権を行使しないものとする。

(5) 第三者が権利を有する著作物

成果物等に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合には、受注者は当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受注者の責任において処理するものとする。

(6) 賠償責任

疫病、食中毒、暴雨風、地震、火災、暴動その他発注者の責に帰することのできない自然的又は人為的な現象などの不可抗力により本業務の実施が困難になった際、受注者に損害が生じる場合においても、市に対しその賠償を請求することができないものとする。また、受注者はその責めに帰する事由により、本業務実施に関し、市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を受注者の負担により賠償するものとする。

(7) 事業内容の変更等

災害等の発生等の状況によって、事業を変更又は中止する場合は、市と受注者の協議のうえ、決定するものとする。なお、中止に伴う再実施の可否及び委託料の変更等については、市と受注者が協議のうえ、決定するものとする。

(8) 定めのない事項等

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に関し疑義が生じたときは、遅滞なく市と受注者が協議して定めるものとする。

9 その他

この仕様書は、本業務の大綱を示すものであり、業務内容の詳細については、プロポーザル終了後、受注者と市の協議により、改めて決定する。